

3 / 23 (木) の発表

はじめよう、つづけよう。

「**北海道スタイル**」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 3月23日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	道内のインフルエンザの流行状況について (第11週)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づき、発生動向調査を実施しています。 ○ 全道の定点あたりの患者数は、第5週以降、注意報レベルの10.0を超えています。 ○ 新たに富良野、紋別保健所管内で、注意報レベルの10.0を超えたほか、8保健所管内で警報・注意報レベルになっています。 ○ インフルエンザの流行シーズンは例年12月から3月頃であり、感染拡大の予防対策に努めていただきますようお願いします。 ○ 詳細は、別紙のとおり。 		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。(http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html) なお、金曜15時頃に更新しますので、詳細はこちらをご確認ください。 		
報道(取材)に当たってのお願い	道民へのインフルエンザの感染予防対策について、周知願います。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課 (担当者: 山下) TEL ダイヤルイン 011-204-5253 内線 25-506		

道内のインフルエンザの流行状況について

令和5年3月23日（木）15時00分

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
電話：011-231-4111（内線25-506）

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第14条に基づく、発生動向調査を実施しています。

令和5年第11週（令和5年3月13日（月）～3月19日（日））において、道内の定点医療機関から2,769症例の報告があり、定点あたり12.09となり、第5週以降、注意報レベルの10.0を超えています。

また、新たに、富良野、紋別保健所管内で、注意報レベルの10.0を超えています（下記2参照）。

インフルエンザの流行シーズンは例年12月から3月頃までであり、感染拡大の予防対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 定点あたり報告数

	第7週 (2/13～2/19)	第8週 (2/20～2/26)	第9週 (2/27～3/5)	第10週 (3/6～3/12)	第11週 (3/13～3/19)
全道	12.29	11.44	10.16	12.90	12.09
全国	12.59	11.32	10.18	11.10	集計中
去年同期(道)	0.00	0.01	-	-	-

2 保健所別定点医療機関あたりの報告数（第11週速報値）

（単位：人）

保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数
札幌市	14.65	岩見沢	28.00	苫小牧	3.00	上川	0.33	北見	9.71
小樽市	21.60	滝川	28.33	浦河	0.50	名寄	0.60	紋別	19.20
函館市	9.27	深川	4.33	静内	1.67	富良野	24.00	帯広	24.83
旭川市	12.31	倶知安	2.25	渡島	9.00	留萌	0.67	釧路	9.09
江別	22.13	岩内	1.00	八雲	21.33	稚内	9.75	根室	2.00
千歳	4.88	室蘭	4.38	江差	1.67	網走	0.00	中標津	0.75

※インフルエンザ警報を発令中の保健所管内地域は、前週から継続中の小樽市、江別、滝川、帯広です（上記太字下線あり）。注意報を発令中の保健所管内地域は、6カ所です（上記太字下線なし）。

※全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページで確認できます（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）。

3 インフルエンザの感染拡大を防ぐための対策について

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしましょう。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケットに気をつけましょう。
- 適切な湿度（50％～60％）を保ちましょう。
- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

4 インフルエンザの注意報・警報

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの患者数が一週間で10人以上

警報： ” ” 30人以上

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの患者数が10人以上の場合に警報を継続し、下回った場合に警報を解除します。なお、解除の発表は行いません。

※ 注意報・警報の発令は、各保健所毎に行います。

- ・ 注意報：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。
- ・ 警報：大きな流行の発生や継続しつつあると疑われることを示しています。